平成27年７月１日

平成27年第２回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総　務　局

目　　次

ページ

1　「行政改革大綱（案）」について …… 1

2　法人二税の超過課税の延長について …… 4

3　茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について …… 9

別添資料　　行政改革大綱（案）～質的向上をめざして～

参考資料　　法人県民税・事業税の超過課税に係る経済団体・法人の意見

1　「行政改革大綱（案）」について

(1) 策定の趣旨

県は、超高齢社会の到来や人口減少、グローバル競争の激化等による社会構造の変化等に対応するため、神奈川から経済のエンジンを回し、成長戦略の実現をめざして取り組んでいる。また、県民にとって価値のある満足度の高いサービスを提供するため、行政組織についても、変化に適応できるスピードや柔軟性が求められている。

これまで、昭和50年代から様々な行政改革に取り組み、平成９年度以降は、数値目標を設定し、量的削減を実施して、かなりのレベルまでスリム化を進めてきたが、こうした状況を踏まえると、これ以上の大幅な量的削減は厳しい状況にある。

そこで、今後は、職員・組織・仕事の質を向上させ、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を推進するため、「行政改革大綱」を策定する。

この改革を進めることにより、総合計画を着実に推進し、県民にとって価値のあるサービスを提供していく。

(2) これまでの経過

平成27年５月15日	外部有識者等で構成される神奈川県行政改革推進協議会に「行政改革大綱（素案）」を報告
５月21日	総務政策常任委員会へ「行政改革大綱（素案）」を報告
５月22日	「行政改革大綱（素案）」に対する県民意見の募集（～６月21日）

(3) 「行政改革大綱（案）」の概要

ア　構成

(ｱ)　取組分野１　「意識・風土改革」

a　脱・役人体質の徹底と県民の立場に立った役人魂の徹底

○　県全体の風土改革

○　職員個々人の意識改革

○　幹部職員の意識改革

(ｲ)　取組分野２　「『スマート県庁』改革」

a　ワークスタイルのあるべき姿の策定

b　残業ゼロに向けた取組みの実践

c　業務の「見える化」とその活用

d　生産性向上に向けたオフィス改革に関する検討

e　業務のスピードアップに向けたルールの構築

(ｳ)　取組分野３　「組織・人事改革」

a　組織・人事改革

○　組織・人事

○　採用・育成

○　人事評価

b　県職員健康経営計画（県庁ＣＨＯ計画）に基づく健康経営の実践

(ｴ)　取組分野４　「財政・会計改革」

a　財政改革

○　中長期的な視点を持った財政運営

○　予算編成制度

○　県有施設の計画的な管理・利用

○　収入確保策の充実

b　会計改革

○　新たな地方公会計の導入

(ｵ)　取組分野５　「政策形成改革」

a　政策形成改革

○　政策決定のプロセスの効率化とスピードアップ

○　新規事業の立案

b　目的を明確にした調査の実施

○　調査の実施

(ｶ)　取組分野６　「協働連携と情報発信改革」

a　協働連携

○　民間資金・ノウハウの活用の徹底

○　渉外活動のさらなる促進

○　企業・大学・ＮＰＯ等との連携・協働

○　県民参加の推進とオープンガバメントの展開

b　情報発信改革

○　広報活動の充実

○　行政活動の「見える化」を通じた県民への県行政の状況報告

(ｷ)　取組分野７　「マネジメント改革」

a　マネジメント改革

○　知事との政策議論

○　幹部職員のマネジメント改革

イ　取組期間

平成27年度から30年度までの４年間

(4) 県民意見募集等の結果

県民からの意見募集や、市町村、神奈川県行政改革推進協議会委員に対して文書による意見照会を行った。

ア　募集方法

(ｱ)　意見募集期間

平成27年５月22日～６月21日

（市町村意見照会は５月26日～６月19日、協議会委員意見照会は６月９日～６月12日）

(ｲ)　県民に対する周知方法

県のたより・県ホームページへの掲載、県機関での配架、県内金融機関・主要駅での配布等

(ｳ)　県民意見の提出方法

インターネットメール、郵送、ファクシミリ

イ　実施結果

(ｱ)　意見総数

91件（うち個人72件、市町村６件、協議会委員13件）

(ｲ)　意見の反映状況

区　分	件　数
行政改革大綱（案）に反映したもの	９件
行政改革大綱（素案）にすでに反映しているもの	11件
今後の取組みの参考とするもの	42件
行政改革大綱（案）に反映しないもの	４件
その他（感想、質問等）	25件
合　計	91件

(ｳ)　主な意見

a　行政改革大綱（案）に反映したもの

・　総合計画を着実に推進することを目的に策定するものであることを、「基本方針」で示した方が良い。

・　「質的向上」に着目した改革を積極的に推進して県民サービスの向上を図っていくことを「基本方針」に記載して、もっと強く打ち出してはどうか。

・　取組みの進捗状況を県民にどのように伝えていくのか明記した方が良い。

b　行政改革大綱（素案）にすでに反映しているもの

・　質の向上と量的削減は相反するものではない。

・　業務は時代のニーズに応じて入れ替えていく必要があり、事業や施設の廃止といった見直しを継続しなくてはならない。

c　今後の取組みの参考とするもの

・　成果指標について、短期的な視点だけでなく、長期的な視点を併せて持つことが必要だと思う。

・　補助金等の見直しを検討する場合において、住民福祉に直結する市町村の立場を認識し、地元市町村に対して必要な情報を提供するとともに、十分な事前調整を行ったうえで、政策決定してほしい。

d　行政改革大綱（案）に反映しないもの

・　県内の政令指定都市でも是非実施してほしい。

(5) 素案からの主な変更箇所（別添資料）

・　行政改革を進めることにより、総合計画を着実に推進する旨を「基本方針」に記載した。

・　「質的向上」に着目した改革を進めることにより、県民にとって価値のあるサービスを提供していく旨を「基本方針」に記載した。

・　取組方策を毎年度点検し、進捗状況を検証・公表する旨を「基本方針」に記載した。

・　横文字表記の意味を、カッコ書きで簡潔に表現した。

・　行政改革を着実に進めるため、７つの取組分野ごとに具体的な「取組方策」を記載した。

(6) 今後の予定

平成27年７月　　「行政改革大綱」の策定

2　法人二税の超過課税の延長について

法人県民税・事業税の超過課税については、本年10月末に適用期限を迎えるため、県内の経済団体・法人から超過課税の延長に係る意見を伺い、その結果を踏まえ、素案をとりまとめた。

(1)　平成27年5月 総務政策常任委員会で報告した超過課税延長の考え方

ア　活用目的（案）

(ｱ)　災害に強い県土づくりの推進

東日本大震災の発生を契機とした新たな「地震防災戦略」を踏まえた対応や、箱根山の火山対策、近年増加しているゲリラ豪雨といった自然災害への対策など、県民の「いのち」や企業の活動を守る取組みを一層強化する。

(ｲ)　東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を捉え、神奈川の魅力を世界に発信し、県内経済の活性化につなげるため、幹線道路の整備や、治安及び交通関係設備の整備等の安全対策強化などにより、安全・安心な環境をスピーディーに整備し、「県民も観光客も安心して過ごせる安全な神奈川」の実現に取り組んでいく。

現行の活用目的	新たな活用目的（案）
◎　道路等の社会基盤整備	◎　災害に強い県土づくりの推進 ◎　東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応

イ　税制措置

・　原則として、県内すべての法人を超過税率の対象とする。ただし、中小法人への配慮として、資本金や所得金額が一定規模以下の法人には超過税率を適用しない。

・　超過税率及び適用対象は、現行制度を維持する方向で検討する。

〔現行制度〕

区分	税　　率	超過税率の適用対象外の法人
法人県民税	４％（標準税率は３．２％）	資本金の額又は出資金の額が２億円以下 かつ 法人税額が年 4,000 万円以下
法人事業税※	○外形標準課税対象法人 所得割　標準税率の９％増し 付加価値割　〃　５％増し 資本割　〃　５％増し ○その他の法人 所得割　標準税率の７％増し 収入割　〃　７％増し	資本金の額又は出資金の額が２億円以下 かつ 所得が年１億 5,000 万円以下（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年 12 億円以下）

※　地方法人特別税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の５％増し

ウ　適用期間

平成27年11月１日から平成32年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用する（５年間）。

(2) 県内の経済団体・法人の意見

県内の経済団体や主要法人を個別に訪問するなどして、県の超過課税延長の考え方を説明するとともに、活用事業等について意見を伺った。

ア　取組内容

(ｱ)　個別訪問

対　　象　経済団体31団体、主要法人25社

実施期間　平成27年５月21日から６月15日まで

(ｲ)　文書による意見照会

対　　象　経済団体１団体、主要法人415社

実施期間　平成27年５月21日から６月12日まで

(ｳ)　意見の取りまとめ状況

回答数　412（28団体、384社）　※　このうち、100社は意見なし

イ　主な意見

経済団体・法人から寄せられた意見は次のとおりである。

(ｱ)　超過課税による税収を「災害に強い県土づくりの推進」や「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」といった特別な財政需要に着実に、かつスピーディーに対応するための財源として活用することについて

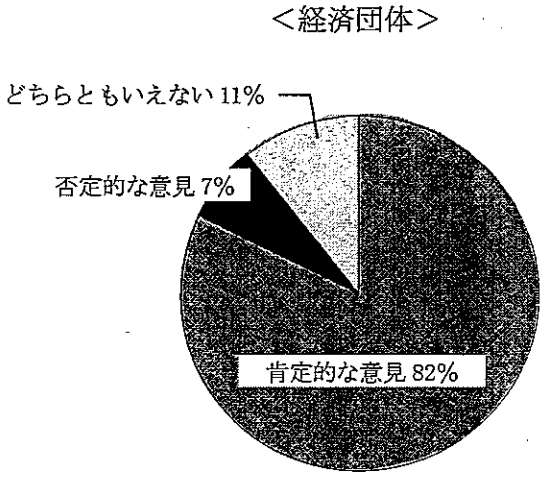

意見のあった団体数　28 団体

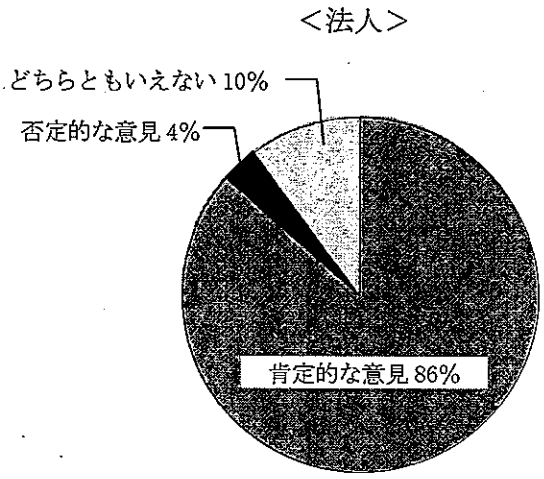

意見のあった法人数　284 社

【肯定的な意見】　※（　）内の数字は意見の数（複数意見あり）

○　いずれの活用事業にも理解・賛成（218）

・　県の考え方を理解する（やむを得ない、異論なし等を含む）（153）

・　県の考え方に賛成する（積極的に進めてほしい、協力したい等を含む）（61）

○　「災害に強い県土づくりの推進」の財源としての活用について（33）

・　理解する、賛成する（33）

○　「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」の財源としての活用について（28）

・　道路等のインフラの保全・整備は、今後も継続していくことが必要（10）

・　開催後も効果が継続するものに活用してほしい（10）

・　理解する、賛成する（5）

【否定的な意見】

○　「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」の財源としての活用に反対（18）

・　ホームドアは鉄道事業者が独自で対応すべき（6）

・　超過課税の活用事業とすることは疑問（6）

○　超過課税の延長自体に反対（17）

・　法人実効税率が引き下げられている中で、自治体による超過課税は極めて慎重に行われるべき（5）

(イ)　「災害に強い県土づくりの推進」や「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」を着実に、かつスピーディーに対応するために、具体的にどのような面で財源を活用すべきかについて

【災害に強い県土づくりの推進】

・　地震・津波対策の強化・促進（防波堤の整備、海岸保全施設の整備など）（22）

・　「災害に強い県土づくりの推進」に重点的に活用（19）

・　災害対策の観点からの道路整備の促進（16）

・　水害・土砂災害対策、軟弱地盤の改善への対応（14）

・　公共施設の改修、災害対応力の強化（10）

・　停電対策の促進や迅速な災害復旧など、減災のための事業への活用（10）

・　箱根山の監視強化など、火山対策の強化（10）

・　災害情報伝達機能の強化（10）

・　ライフラインの確保など、インフラの整備（6）

・　耐震、免震化の促進（6）

・　避難場所や一時滞在施設の整備（5）

【東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応】

・　道路交通網や駐車場の整備など、交通インフラ整備への活用（53）

・　海外・県外からの来訪者の対応への活用（10）

・　障害者向け設備の整備など、快適な街づくりへの活用（8）

・　防犯・治安対策への活用（6）

・　都市インフラの整備・保全（6）

(ｳ) その他

【超過課税による税収の有効活用に関するもの】

・ 今回示された考え方に基づき、効果の高いものに活用してほしい（49）

・ 長期的な視野に立ち、持続的な効果が期待できる分野に活用してほしい（6）

【活用事業に関するもの】

・ これまでの社会基盤整備に活用し、活用先を広げるべきではない（9）

【県の施策に関するもの】

・ 民間分野の補助・支援を充実してほしい（5）

【情報の開示に関するもの】

・ 超過課税の活用実績や効果を開示することが、納税者の理解につながる（14）

【財政運営・財政状況に関するもの】

・ 超過課税を前提としない財政運営をしてほしい（6）

・ 歳出の見直し等を行い、根本的な財源不足の問題に取り組んでほしい（5）

【超過課税の制度に関するもの】

・ 税率は低い方がよい（5）

【県政運営に関するもの】

・ 行政改革の取組みを進めてほしい（5）

【超過課税の期間に関するもの】

・ 超過課税を恒常的に行うべきではない（5）

(3) 超過課税延長の素案

県内の経済団体・法人に意見を伺ったところ、超過課税による税収を「災害に強い県土づくりの推進」や「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」といった特別な財政需要に活用することに肯定的な意見が多く寄せられた。

一方、活用目的を踏まえて実施する事業について、「災害に強い県土づくりの推進」は、幅広く肯定的な意見があったが、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」は、道路整備への活用を求める意見が圧倒的に多かった。

こうした意見を踏まえ、活用目的をより一層明確にした上で、超過課税延長の素案については次のとおりとしたい。

ア 活用目的

〔平成27年5月報告時の考え方〕

1 災害に強い県土づくりの推進

(1) 地震・津波対策の一層の強化

(2) 火山・豪雨・台風などの自然災害対策

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修

2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応

(1) 幹線道路の整備

(2) 安全安心な環境の整備

・ ホームドアの設置

・ 防犯カメラの設置

・ 信号機や標識の整備

〔素案〕

1 災害に強い県土づくりの推進

(1) 地震・津波対策の一層の強化

(2) 火山・豪雨・台風などの自然災害対策

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修

2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備

イ　税制措置

税率及び不均一課税の適用基準については、現行の水準を維持する。

ウ　適用期間

平成27年11月１日から平成32年10月31日までの間に終了する各事業年度分について適用する（５年間）。

(4)　今後の予定

今後、本委員会で示した超過課税の素案について、議会のご意見とともに、改めて県内の経済団体・法人にご説明し、ご意見を伺った上で、成案を取りまとめ、平成27年第３回県議会定例会において、神奈川県県税条例の改正を提案したい。

3　茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について

観光日本㈱が県有地等を借りて経営する茅ヶ崎ゴルフ場について、平成26年４月、同社からゴルフ場の閉鎖方針が示された。そのため、今後の利活用の進め方について検討を行い、平成27年２月総務政策常任委員会に報告したところである。

その後、事業アイデアの募集を行ったので、その結果と今後の利活用検討の視点について報告する。

(1)　平成27年２月総務政策常任委員会への報告の概要

ア　経過

平成26年４月　観光日本㈱から平成26年度末でゴルフ場を閉鎖する旨の通知

６月　茅ヶ崎市に県有地の取得意向が無い旨を確認

平成27年１月　事業アイデアを募集する旨を公表

イ　今後の利活用に係る茅ヶ崎市の考え方

(ｱ)　市のまちづくりに大きな影響があるため、計画段階から県と市で十分に協議したい。

(ｲ)　ゴルフ場の防災と環境面での貢献を考慮し、ゴルフ場継続の検討もお願いしたい。

ウ　利活用の進め方

(ｱ)　県、茅ヶ崎市及び茅ヶ崎協同㈱が協調して、土地の一体的な利活用を検討する。

(ｲ)　跡地の利活用を検討するに当たり、事業アイデアを広く募集し、提案された事業アイデアを参考に、３者で利活用基本方針を策定し、事業を実施する者を公募プロポーザル方式で選定する。

エ　事業アイデアの募集

(ｱ)　茅ヶ崎ゴルフ場用地全体を対象として、次の事業アイデアを募集。

a　県及び市の総合計画推進に資する事業とし、湘南海岸の魅力向上や湘南地域の活性化を図る事業。

b　にぎわい・交流、安全・防災、緑・環境保全、健康増進の機能確保に配慮した事業。なお、ゴルフ場継続の提案も含む。

(ｲ)　現行の都市計画や用途地域の変更を前提とした提案も可とする。

(ｳ)　事業手法は、敷地の購入又は賃借とし、譲渡価格又は貸付料については、減額を前提としない。

(2)　事業アイデアの募集結果

ア　募集期間　平成27年４月６日（月）～10日（金）

イ　応 募 者　21法人（建設業・不動産業、ゴルフ場営業、商業、広告出版業等）

ウ　提案内容

(ｱ)　複合施設の設置　　12法人

(ｲ)　商業施設の設置　　２法人

(ｳ)　ゴルフ場の継続　　７法人

エ　提起された課題

(ｱ)　用途地域（第一種低層住居専用地域）の見直し

(ｲ)　国道 134 号沿いの飛砂防備保安林の取扱い

(ｳ)　貸付料

(3)　土地の利活用検討の視点

ア　地域活性化

(ｱ)　茅ヶ崎市とホノルル市の姉妹都市協定締結

(ｲ)　東京 2020 オリンピック競技大会の開催（江の島でセーリング競技開催）

(ｳ)　さがみ縦貫道路の全線開通、国道 134 号（藤沢市～大磯町間）４車線化の完了

(ｴ)　さがみロボット産業特区の指定

イ　安全・安心

(ｱ)　東日本大震災の経験を踏まえた防災意識の高揚

(ｲ)　周辺市街地の延焼火災対策

(ｳ)　東海地震の津波・浸水対策

ウ　環境・自然

(ｱ)　みどりの保全による CO_2 吸収とヒートアイランド現象の抑制

(ｲ)　再生可能エネルギーなどの導入や省エネルギーへの取組など環境負荷軽減への配慮

(ｳ)　みどりや海浜など自然とのふれあい

エ　健康

(ｱ)　超高齢社会の到来に伴う健康寿命の延伸

(ｲ)　誰もが元気でいきいきとくらせる社会の実現

(ｳ)　ロボット技術、最先端技術による生活機能の改善・回復

(4)　今後のスケジュール

平成27年８月	「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針」素案の公表 パブリックコメントの実施（茅ヶ崎市）
９月	第３回県議会定例会へ「利活用基本方針(案)」を報告
10 月	「利活用基本方針」策定、公募条件の検討
12 月以降	公募プロポーザル方式による事業者の募集開始
平成28年度	事業提案の審査、事業候補者の決定、所有権移転又は定期借地契約

茅ヶ崎ゴルフ場の概要

1　諸元

○　所在地　　茅ヶ崎市菱沼海岸 6991-16 他

○　敷地面積　　199,695 ㎡

内訳	神奈川県	119,596 ㎡
	茅ヶ崎協同（株）ほか	76,186 ㎡
	茅ヶ崎市	3,913 ㎡

○　用途地域　　第一種低層住居専用地域：建ぺい率 50%／容積率 100%

○　当該地の状況

・　県の津波浸水想定図においては、当該地の大半を浸水区域と想定。

・　茅ヶ崎市が、北側の浜須賀小学校と合せて、周辺住民約９万人を収容可能な広域避難場所として指定。

・　「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において、湘南海岸保全配慮地区に指定。

・　周辺住宅地は、「地震による地域危険度測定調査（茅ヶ崎市実施）」の結果、延焼リスクの高いクラスター地域に含まれる。

・　さがみ縦貫道路が全線開通し、国道 134 号藤沢～大磯間が４車線化され、また、横浜湘南道路の開通が予定されるなど、周辺交通網の整備が着実に進んでいる。

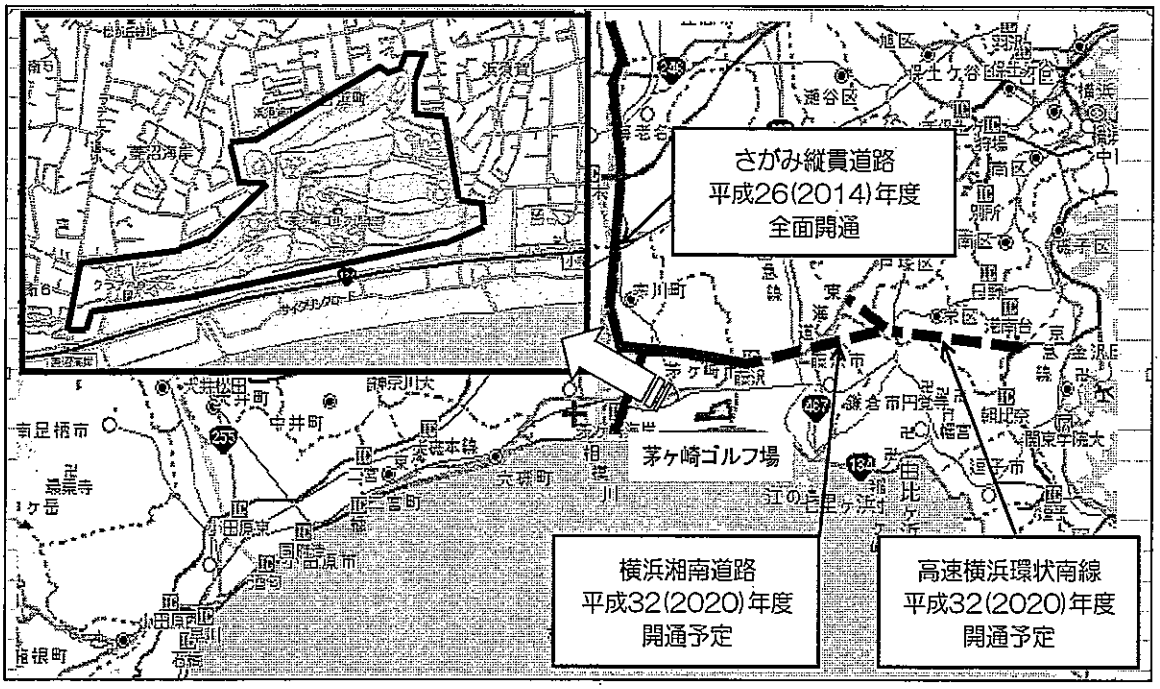

2　沿革・経過

昭和32年11月	茅ヶ崎市が県有地等を借り受けて市営ゴルフ場を開設し、その運営を観光日本㈱に委託
昭和42年４月	茅ヶ崎市がゴルフ場運営から撤退したため、観光日本㈱に県有地を貸付け
平成26年４月	観光日本㈱が、平成26年度末でゴルフ場を閉鎖する意向を県等に通知
５月～10月	「茅ヶ崎ゴルフ場の存続を図る会」及び「広域避難場所を守る会」が発足し、県及び茅ヶ崎市に対してゴルフ場存続を要望
平成27年４月	暫定的に２年間ゴルフ場の運営を継続 事業者による事業アイデアの提案